

モバイル市場の競争環境  
に関する研究会

中間報告書骨子  
(案)

2019年2月22日



## 内容

<b>I 利用者料金に関する事項</b> .....	1
1. 利用者の理解促進 .....	1
2. 広告表示の適正化 .....	4
3. 中古端末の国内流通の促進 .....	8
4. 利用者料金等のモニタリング .....	12
<b>II 事業者間の競争条件に関する事項</b> .....	15
1. 接続料算定の適正性・透明性の向上 .....	15
2. ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証 .....	25
3. 音声卸料金の適正性の確保 .....	30
4. MVNOによる多様なサービス提供の実現（セルラーLPWAの提供） .....	33
5. MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与 .....	35
6. 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用 .....	38
<b>III モバイル検討会報告書フォローアップ</b> .....	46
<b>IV 将来的な課題についての検討</b> .....	51

## I 利用者料金に関する事項

### 1. 利用者の理解促進

#### (1) これまでの取組等

利用者料金その他の提供条件について、利用者が十分に理解した上でサービスを選択できるよう、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）は、携帯電話事業者と販売代理店に対して、契約の締結前に利用者に提供条件の説明を行うことや提供条件を記載した書面を交付することを義務づけている。この説明義務や書面交付義務に関して、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（2016年3月総務省総合通信基盤局策定、2018年9月最終改定。以下「消費者保護ガイドライン」という。）は、「毎月など定期的に支払う料金その他の金銭的費用については…オプションサービスや端末を含め、毎回請求されることが見込まれる総支払額（合計金額）及びその内訳を明示し、これらを記載した説明書面等を交付等することが適切である」としている。また、総務省は、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（以下「モバイル検討会」という。）報告書を踏まえ、2018年6月、携帯電話事業者に対して、「契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実させる等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施する」よう指導したところである。

これらを踏まえ、様々な料金プランが出てくる中で、利用者が支払額を適切に把握できるように、携帯電話事業者では、月ごとの支払額を示すなどの工夫をしてきている。

しかし、例えば、2年間の期間拘束のある料金プランについて、一定の条件の下で最初の1年間等の限られた期間のみ割引が行われる場合、月ごとの支払額を提示するのみでは、利用者が適切に拘束期間全体での自らの支払額を把握することが難しいのではないかと指摘もある。

公正取引委員会調査（2018年6月）<sup>1</sup>では、「MNOと契約した場合の一定期間の費用総額のイメージを持ってないまま、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて、本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性がある」ことから、「MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、当

---

<sup>1</sup> 「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」（2018年6月28日公正取引委員会）

該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい」と指摘されている。

## (2) 意見

本研究会において、主要論点として「通信サービス・端末を合わせた拘束期間全体での支払総額を利用者に提示することなど、利用者による理解促進の取組を検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、関係事業者及び構成員から、次のような意見が示された。

### ア 関係事業者

- ・ 利用者に渡す契約書面において、月々の支払総額とその26か月分の推移をグラフで示している。なお、プラン変更等により支払う料金が変わることや2年間の支払額にて契約するものではないことから、2年間の総額表示ではなく、あくまで目安として毎月の支払金額をグラフとして提示している。(第3回会合：株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。))
- ・ 消費者保護ガイドラインに沿って、通信料金と端末代金を含めた請求予定額の変化が分かる帳票を提示し、利用者の予見可能性を確保している。(第3回会合：KDDI株式会社(以下「KDDI」という。))
- ・ 現在、シミュレーションツールで月額料金の支払額の推移を提示している。総額表示については、利用者のニーズ等を踏まえ、今後検討したい。(第3回会合：ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。))

### イ 構成員 (ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG(以下「消費者WG」という。)の構成員を含む。)

- ・ 2年間の期間拘束を行っているにもかかわらず、1年目だけに適用される割引を設定した上で、1年目の月額料金を前面に出した広告が行われており、消費者が惑わされている。期間拘束を行う場合には、一定期間の定期契約であることを明示するとともに、その期間での料金を利用者に示すべきではないか。
- ・ 初月の料金の安さで利用者に訴求されることがあるが、利用者は先々のことまで把握していないので、単月の金額を表示する場合には、拘束期間とその期間の総額を表示するのが良いのではないか。
- ・ 総額表示に賛成。ただし、「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(以下「緊急提言」という。)を受けて、端末の提供方法が今後変更・多様化していくことが想定されるため、従来にはなかった端末の提供方法が出てきた場合にどのように表示すべきかについても検討すべきであ

る。

### (3) 対応の方向性

料金プランが複雑化してきている中で、利用者が支払額を正確に理解し、必要に応じて比較検討を行うことが難しくなっているのではないか。特に、期間拘束のある契約が締結される中で、拘束期間よりも短い期間に限り適用される割引が提供され、その割引が適用された月の支払額を利用者に訴求することも行われており、結果として、支払額の正確な理解や比較検討にかかる手間が増大し、利用者による正確な理解や比較検討が難しくなっているのではないか。

公正取引委員会調査（2018年6月）の指摘も踏まえると、少なくとも期間拘束のある契約については、利用者が拘束期間全体に渡る負担の総額を正確に理解し、比較検討できるようにすることが、利用者による自らのニーズに応じたサービス選択の確保及びそれを通じた公正競争の促進のために重要ではないか。そのため、携帯電話事業者においては、期間拘束を伴う料金プランについては、単月の支払額のみでなく、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を併せて示すことが適当ではないか。

その際、提示すべき場面については、携帯電話事業者において、契約前の提供条件の概要の説明の際に行うとともに、利用者が料金プランを選択する際に参考とできるよう、各社のウェブサイトにおいて確認することを可能とすることが適当ではないか。また、提示すべき内容については、従量制の料金部分がある場合には、複数の典型的に想定される利用方法ごとの目安を示すことや、ウェブサイトにおいて、利用者が条件を入力して確認することが可能な料金シミュレーションにおいて提示することなど、利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適当ではないか。

以上のような支払総額の目安の表示を事業法改正法の施行の時点で実現するため、総務省においては、消費者保護ガイドラインの改正を含め、速やかに必要な措置を講ずることが適当ではないか<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> 関連して、販売代理店での待ち時間・契約手続時間が長いとの指摘については、消費者WGにおいて大手携帯電話事業者各社からその短縮に向けた取組について発表があり、同WG中間報告書骨子（案）において「各社の取組による待ち時間・手続時間の削減の効果、利用者の反応、有効であった方策等について、MNO各社から報告を受け、検証を行い、ベストプラクティスの共有を行うことが適当ではないか」とされている。

## 2. 広告表示の適正化

### (1) これまでの取組等

通信関係 4 団体<sup>3</sup>で構成する電気通信サービス向上推進協議会では、2004 年 3 月に、通信サービス特有の広告表示について、実例を交えて規定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」（以下「自主基準等」という。）を策定している。同協議会では、自主基準等について、広告表示に関して問題となった事例など、その時々課題を踏まえて、適時に改定してきている（最終改定 2018 年 1 月）。

また、同協議会では、通信関係 4 団体を構成する事業者の全国向けテレビ広告及び新聞広告について、全件を四半期に一度、自主基準等に照らして問題がないかを事後的に審査する取組を実施している。審査後、問題等の指摘を受けた広告については、事業者にフィードバックするとともに、指摘内容を事業者名及びサービス名を伏せた形で、同協議会のホームページで公表している。なお、店頭広告や Web 広告については、現状では同協議会による審査の対象とはされていない。

このように関係者による自主的な取組が継続的に行われてきているが、携帯電話に関する広告表示については、販売代理店の店頭広告、テレビ CM や Web 広告などにおいて一部の利用者にしか適用されない安価な料金プラン（条件付最安値）を強調した広告が行われており、問題であるとの指摘がある。特に、MNO の販売代理店では、店頭で、「端末実質 0 円」という広告表示や、高額のカッシュバック等を訴求する広告表示が行われているとの指摘がある<sup>4</sup>。

消費者庁は、2018 年 11 月に、携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等を公表<sup>5</sup>した。その大要は以下のとおりである。

- ・ 全国の消費生活相談センターには、携帯電話等の移動系通信の端末の販売において、想定外のオプション契約が必要であった、スマートフォン

---

<sup>3</sup> 一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の 4 団体により構成される協議会。

<sup>4</sup> 第 3 回会合（2018 年 11 月 14 日）「第 1 回消費者保護ルールの検証に関する WG 北構成員提出資料」

<sup>5</sup> 消費者庁「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等の公表について」（平成 30 年 11 月 13 日報道発表）

の回線契約のほかに光回線契約を締結させられたといった相談がみられる。これらの相談事例は必ずしも広告表示に起因するものではないが、事業者による適切な表示が行われることにより、一般消費者の想定外の契約締結の防止に資することから、今般、携帯電話等の広告表示に係る景品表示法上の考え方等を整理した。

- ・ 携帯電話等の通信事業者又は代理店（以下「事業者」という。）における携帯電話等の広告において、例えば、特段の条件なく安価に携帯電話等を購入できるように表示しているが、実際には、当該代金で携帯電話等を購入するためには様々な適用条件が設定されており、当該代金を支払うだけでは携帯電話等を取扱できないような場合がある。こうした表示方法により、取引条件について、実際のものより取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるときは、景品表示法上問題となるおそれがある。また、当該適用条件が広告に記載されていたとしても、例えば、文字が小さい場合や配置箇所が強調された代金の表示と離れている場合など、一般消費者がその内容を正しく認識できないような場合は、同じく景品表示法上問題となるおそれがある。
- ・ 携帯電話等の広告表示においては、安価な販売価格が適用されるための詳細な適用条件を記載する代わりに「詳しくは店員に（店頭で）」との記載が散見されるところ。しかし、携帯電話等を安く販売するための適用条件である料金プランやオプション等について、具体的な内容や金額を広告に明瞭に記載していない場合、一般消費者は、必要以上の費用負担をしているおそれがある。事業者は、携帯電話等の広告表示において、景品表示法違反のおそれのある行為が行われることのないよう十分に注意するとともに、適用条件や費用負担の具体的な金額を明瞭に記載し、丁寧な説明を行うなど、一般消費者に対する適切な情報提供に努めることが求められる。

## (2) 意見

本研究会において、販売代理店の店頭における広告表示をはじめとする携帯電話に係る広告表示の在り方について、関係事業者及び構成員から、次のような意見が示された。

### ア 関係事業者

- ・ 販売代理店における利用者に誤認を与えるおそれのある広告表示につ

いて、適切な表示が確保されるよう、「店頭展示ガイドブック」の販売代理店への配布や販売代理店の広告物の事前・事後チェックの実施といった対応を実施している。今後も販売代理店の独自広告物の確認を徹底していく。(第3回会合：KDDI)

イ 構成員（消費者WGの構成員を含む。）

- ・ 販売代理店での広告についても、業界団体での対応を促進していくべき。電気通信サービス向上推進協議会での広告表示関係の取組が行われているので、この取組をさらに強化し、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会などの参加も得て、販売代理店も含めた取組を行うべきではないか。

(3) 対応の方向性

利用者は、広告表示にかかわらず、店舗などで具体的な条件等を確認することが可能であり、また、契約の締結等の前に提供条件の概要の説明を受けることになっているが、実際には、**広告により一定の選択を行った上で店舗などでの説明を受けることになっており、より有利な選択肢があったとしても事前段階で排除されてしまうという問題が起こっている可能性があるのではない**か。一方で、**広告については、商業的なものではあるものの、携帯電話事業者や販売代理店による表現行為であり、その内容についての規制は、最小限であることが望ましいのではない**か。これらを踏まえ、**まずは携帯電話事業者などの関係者において、景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましいのではない**か。

具体的には、**店頭での広告表示に関しては、携帯電話事業者や販売代理店において、本研究会や消費者WGでの議論、消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を自主的に進めることが望ましいのではない**か。携帯電話事業者にあつては、販売代理店に対する指導を適切に実施することが求められるのではないか。また、**電気通信サービス向上推進協議会においては、現行の自主基準等について、その見直しの要否も含め検討するとともに、自主基準等の運用の強化について検討することが望ましいのではない**か。

テレビCMに関しては、「条件付最安値を強調した広告が行われており問題である」、「現在の事業者団体の自主基準に基づくチェック体制では、文字サイズ

など明確に問題ありと線引きできる広告しかチェックできていない」等の指摘があることを踏まえ、電気通信サービス向上推進協議会において、条件付最安値を強調したテレビCMの内容が利用者にどのように伝わっているのかという観点も考慮しつつ、現行の自主基準等の内容及びその運用について、見直しの要否も含め、検討することが望ましいのではないか。

Web広告に関しては、電気通信サービス向上推進協議会において、消費者庁の近年の調査<sup>6</sup>も参照しつつ、現行の自主基準等の内容及びその運用について、見直しの要否も含め検討することが望ましいのではないか。

---

<sup>6</sup> 消費者庁「打消し表示に関する実態調査報告書」（2017年7月）、「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」（2018年5月）、「広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書」（2018年6月）。

### 3. 中古端末の国内流通の促進

#### (1) これまでの取組等

利用者は、使用する端末を買い替えつつ携帯電話サービスを利用しており、最近の調査<sup>7</sup>では、使い終えた古い端末について、61.8%の利用者が廃棄又は自ら保管している一方で、30.8%の利用者が携帯電話事業者の買取り又は無償での引取りを利用し、6.6%の利用者がリサイクルショップ等に譲渡している。しかし、国内での中古端末の供給量は、海外に比べて少ないとの指摘がある<sup>8</sup>。

モバイル検討会報告書では、中古端末の流通が人為的に阻害されないよう、総務省において、次の措置を実施することが必要であるとされた。

- ・ 下取り端末の流通・販売を行う者に対してMNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、業務改善命令の対象となることを明確化するガイドラインを策定すること。
- ・ MNOが中古端末（盗品・不払い端末と確認されたものを除く。）のSIMロック解除に応じることを確保するため、SIMロック解除ガイドラインを改正すること。
- ・ 中古端末の格付けに関する民間の共通指針の策定の取組や中古端末の流通阻害要因の排除等に向けた民間の取組を後押しすること。

これを受け、総務省において、2018年8月に「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」（2017年1月10日策定、2018年8月28日最終改正。以下「モバイル指針」という。）を改正し、①下取り端末の流通・販売を行う者に対してMNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、業務改善命令の対象となることを明確に規定し、また、②2019年9月1日以降、中古端末のSIMロック解除に応じることを求めているところである。

また、リユースモバイル・ジャパン（RMJ：Reuse Mobile Japan）及び一般社団法人携帯端末登録修理協議会（MRR：Mobile Terminal Registered Repair Council）に加盟する有志企業が集まり、2018年7月に「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」を立ち上げ、消費者・関連事業者にとって安心で安全な中古端末取引市場の形成と発展に向け、端末の格付基準、端末内の利用者情報

<sup>7</sup> 「電気通信事業分野における市場検証（平成29年度）年次レポート」（2018年8月）

<sup>8</sup> モバイル検討会報告書（2018年4月）、本研究会第5回会合（2018年12月26日）リユースモバイル関連ガイドライン検討会提出資料。

の処理及び関連法令の遵守等に関し、基本的な考え方及び事業者等が中古端末の流通・検査・販売等を行う際に留意すべき事項を整理したガイドラインの作成を進めている<sup>9</sup>。

## (2) 意見

本研究会において、中古端末の国内流通の促進に向けた民間の取組や関係ガイドラインを踏まえた携帯電話事業者の取組について、関係事業者及び構成員から、次のような意見が示された。

### ア 関係事業者

- ・ 中古端末に関する利用者の不安を払拭するためには、中古端末関係事業者において適切な取扱いが行われていることを利用者が確認できることが必要である。(第5回会合：リユースモバイル関連ガイドライン検討会)
- ・ 関係者が安心して中古端末を取引できる市場を形成し、消費者にとって幅広い端末の選択肢が用意されることは、モバイル市場の公正競争に寄与するものである。(第5回会合：リユースモバイル関連ガイドライン検討会)
- ・ 下取りした端末を第三者に販売するにあたり、第三者に対し国内市場での販売を制限している事実はなく、また、これまでも利用者から回収した端末は、データを初期化した上で、アフターサービス用としての再利用、メーカーやパートナー企業等の事業者への売却等、経済合理性に基づき処理しており、中古端末の流通・販売を制限しているものではない。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 販売後の端末のSIMロックの解除については、2011年4月以降、「SIMロック解除ガイドライン」を踏まえ、率先して取組みを実施してきており、今後は2018年8月28日付モバイル指針の改正を受け、中古端末のSIMロック解除に対応（WEBでの無料受付にも対応）するとともに、解約後のSIMロック解除可能期間（解約後100日以内）の制限を2019年3月末までに撤廃する予定である<sup>10</sup>。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 下取り端末の流通・販売を行う者に対する当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインや中古端末のSIMロ

<sup>9</sup> 総務省は、同検討会にオブザーバとして参加している。

<sup>10</sup> NTTドコモは、2019年2月20日からウェブサイト及び店頭において中古端末のSIMロック解除の受付を開始している。

ク解除を求めるガイドラインについて、ガイドライン改正を踏まえ対応する。(第5回会合：KDDI)

- ・ 下取り端末の流通・販売を行う者に対して当社による当該端末の国内市場で販売制限は行っておらず、ガイドラインを遵守している。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 中古端末のSIMロック解除については、ガイドラインに定められた対応期日(2019年9月1日)に向けて準備中である。(第5回会合：ソフトバンク)

#### イ 構成員

- ・ 民間のガイドライン策定を通じ消費者が安全に安心してリユースモバイル端末を利用できる環境を整備することは良い取組である。ガイドラインには、消費者側の視点が入ることが重要である。
- ・ 中古端末市場が確立することを期待している。特に端末内のデータの削除については丁寧にやっていただきたい。端末の初期化だけではなく、フェリカの情報も消去する必要があるという点は、是非積極的に周知していただきたい。

### (3) 対応の方向性

通信料金と端末代金の完全分離が行われることにより、利用者は、端末単体での代金を正確に認識した上で端末を購入することになることから、その二にーズに適合した適切な選択が行われ、結果として、端末の選択肢の多様化が進むことが想定されるのではないか。

また、モバイル指針の改正により、2019年9月以降、中古端末のSIMロック解除が可能となることから、中古端末の流通が促進されることが期待される<sup>ところ</sup>であり、SIMロックを行っている携帯電話事業者においては、モバイル指針に沿ったSIMロックの解除が円滑に行われるよう、必要な体制の検討・準備を進めることが求められるのではないか。

そのような中で、利用者が安心して中古端末を売買できるようにすることが必要であり、特に、その流通を担う関係事業者において、端末データの確実な消去など利用者情報の取扱いが適切に行われることが重要ではないか。また、中古端末は1台1台異なる状態にあるものであり、購入しようとする者が適切な判断をできるように必要な情報を分かりやすく提供していくことが重要ではないか。

そのため、リユースモバイル関連ガイドライン検討会によるガイドラインの作成等の取組は望ましいものであり、ガイドラインが作成され、関係事業者においてガイドラインに沿った対応が行われることにより、利用者が安心して中古端末を売買することができるような環境が整備されることが期待されるのではないか。また、同検討会及びこれに参加する関係事業者においては、ガイドラインの作成後も、引き続きその運用実態を把握し、必要に応じた見直しを進めることが期待されるのではないか。

総務省においては、中古端末の流通実態の把握を進め、必要に応じ、改善のための取組を行うことが必要なのではないか<sup>11</sup>。

---

<sup>11</sup> 規制改革推進会議においても、「総務省と公正取引委員会はMNOが下取りした利用者の端末の流通が不当に制限されていないかなど端末流通実態について直ちに調査し、その後も必要に応じて調査を行う。問題がある場合には、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき必要な是正措置を講じる。」こととされている（「規制改革推進に関する第4次答申」（2018年11月19日規制改革推進会議））

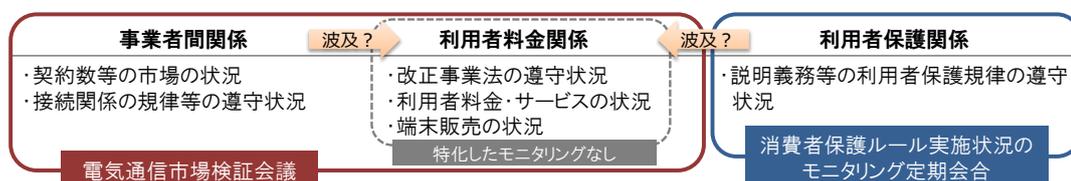
## 4. 利用者料金等のモニタリング

### (1) これまでの取組等

携帯電話事業者が提供する料金プランが複雑化し、頻繁に変更される中にあって、その全体像を把握するためには、多くの情報の整理や分析を継続的に行うことが必要となっている。

モバイル市場に関する定期的なモニタリングとしては、現在、契約数シェア等の市場の状況及び主に事業者間関係に係る規律の遵守状況のモニタリング（電気通信市場検証会議）と、利用者に対する説明義務等の利用者規律の遵守状況のモニタリング（消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合）が実施されている。他方、利用者料金その他の提供条件については、事前規制が撤廃されていることもあり、研究会など政策課題についての検討の場は断続的に設置されてきているが、利用者料金その他の提供条件の状況や総務省の取組や事業者の取組による効果に特化した定期的なモニタリングは行われていない（図1参照）。

図1 モバイル市場に関する定期的なモニタリングの状況



### (2) 意見

本研究会において、主要論点として「利用者料金その他の提供条件に関する課題を継続的に把握し、その適切性の確保に向けた政策の立案につなげるため、利用者料金等の状況を継続的にモニタリングする体制の整備について検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、関係事業者及び構成員から、次のような意見が示された。

#### ア 関係事業者

- これまで省令に基づく事業データの報告を行い、総務省の検討会等におけるヒアリング要請にも真摯に対応しており、政策立案に必要なデータ提供に積極的に協力している。（第3回会合：NTTドコモ）

- ・ 利用者料金等の状況のモニタリング体制整備については、市場競争を阻害するような過度な規制とならないよう慎重に検討すべき。(第3回会合：KDDI)
- ・ 競争が進展しているモバイル市場における料金等については、競争環境の中で市場原理に委ねることが原則であり、規制は最小限とすべき。(第3回会合：ソフトバンク)

#### イ 構成員（消費者WGの構成員を含む。）

- ・ 適切な料金水準の指標として、海外比較、国民アンケート等があるが、それらに依拠して政策を進めるとぶれる可能性があるため、客観的な根拠やエビデンスに関するデータの収集の仕組みを作ることが非常に重要である。
- ・ 携帯電話料金については、金額だけでなく、ネットワークの質、速度、エリアの状況等も含めて、多面的、多角的に比較する必要があるのではないか。事業者が低廉な料金を出しても、利用者のデータトラヒックは増えているので、利用者が支払う金額は上昇する。こうした点を経年で総合的に捉えて分析する必要がある。
- ・ 海外の料金についても、低廉化の傾向にあたり下げ止まっていたりする場合に、その背景や理由を調べた上で比較検討していく体制を構築することが重要である。
- ・ 利用者料金について、可能な限り中立的かつ継続的に定点観測が行われる必要がある。規制当局である総務省が料金プランとその内容について詳細に調べると、何らかの規制を惹起させる側面もあるため、学会や公益性の高い研究機関と総務省が協調する形で中長期にわたる連続的な調査を行う体制も考えられるのではないかな。
- ・ モニタリング定期会合や覆面調査といった既存の仕組みを活用することもあっても良いのではないかな。
- ・ 総務省内の固定通信関連の部署や関係省庁との分析手法や知見の共有も可能性としてあるのではないかな。

### (3) 対応の方向性

緊急提言を受けて行われる事業法の改正やそれを踏まえた携帯電話事業者各社の料金プラン・端末販売方法の見直し、MNOの新規参入など、今後、モバイル市場は大きく変わることが見込まれている。そのような中で、モバイル市場における公正競争の促進に関する取組の効果を定性的・定量的に検証して

いくことは重要であり、更なる取組の必要性や方向性についての検討の前提ともなるものであることから、従来から行われている市場の状況や事業者間関係に係る規律に関するモニタリング及び消費者保護に係る規律の遵守状況に関するモニタリングに加えて、利用者料金その他の提供条件の状況やこれに関する利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析することが有用なのではないか。

そのため、個別の政策課題を議論する場とは別に、専門家の意見を交えて、携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当ではないか。

具体的な検証においては、定性的な分析に加え、定量的な分析が重要であり、必要なデータの整理と関係事業者からの提供に関する調整やそれらのデータを元にした分析手法等の検討が必要であることから、2019年度においては、その検討と並行して、まずは改正事業法の施行後を目途に試行的に把握・分析を始めることとし、その結果も踏まえて、2020年度から本格的に実施することが適当ではないか。

## Ⅱ 事業者間の競争条件に関する事項

### 1. 接続料算定の適正性・透明性の向上

#### (1) これまでの取組等

接続料算定については、第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定制度」という。）の導入の後、累次に渡る見直しが行われ、その適正性の向上が図られてきている。

具体的には、2010年の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下「二種指定ガイドライン」という。）の策定により、接続料算定方法が整備されるとともに、その適正性の検証のため、算定根拠の総務大臣への提出が規定された。また、同年に行われた事業法の改正により、接続会計の整理・公表義務が導入された。2015年の事業法の改正を受けた2016年の第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）の制定及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）の改正により、接続料算定方法及び接続料の算定根拠の提出の省令化が図られた。さらに、2017年の二種接続料規則の改正により、利潤（資本調達方法）の算定方法の厳密化等が行われ、2018年の総務省による事業者に対する要請により、BWAに係る原価及び需要の接続料への適正な反映が措置された。

その算定方法は、原価、利潤及び需要（以下「原価等」という。）の予測値に基づいて算定する「将来原価方式」を採用する第一種指定電気通信設備制度（以下「一種指定制度」という。）とは異なり、2010年の二種指定ガイドラインの制定当初から原価等の実績値に基づいて算定する「実績原価方式」が採用されている。原価等の実績値は、当年度終了後の接続会計の整理を経て、翌年度になって確定することから、当年度には、前々年度の実績値に基づいて算定される接続料により支払いを行った上で、当年度末及び翌年度末に前年度の実績値及び当年度の実績値に基づき算定される接続料により精算が行われることになっている。

接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末にならないと確定しないことから、MVNOにおいて、予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているとの指摘がある。また、接続料の低下局面にあっては、前々年度の実績値に基づく

相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、MVNOにおいて、過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘もある。

また、接続料の算定根拠については、認可制となっている一種指定制度では、認可に係る意見募集の際等に公表されているのに対して、届出制となっている二種指定制度では、現状においては、届出を受けた総務省においてのみ、届け出られた接続料の適正性の確認のために用いられている。

#### 〔接続料の算定方法〕

接続料の算定方法は、例えば、データ伝送交換機能に係る接続料については、次のような形となっている。

- ・ 前年度末に、その時点での最新の実績値である前々年度の原価等の実績値に基づいて当年度の接続料が算定される。
- ・ 当年度の開始後、前年度末に算定された接続料により暫定的な月々の支払いが行われる。なお、一部のMNOは、MVNOのキャッシュフロー負担の軽減のために、支払猶予を行っている。
- ・ 当年度末に、その時点での最新の実績値である前年度の原価等の実績値に基づいて算定される接続料により、一次精算が行われる。
- ・ さらに、翌年度末に、その時点での最新の実績値である前年度の原価等の実績値に基づいて接続料が算定され、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該接続料により、二次精算が行われる。

#### 〔接続料算定の検証〕

現在、接続会計の整理・公表、接続料の算定根拠の総務大臣への提出により接続料の水準や算定プロセスが検証されている。

認可制である一種指定制度では、認可を行う場合も行わない場合も審議会への諮問が行われるが、二種指定制度では、届出制の下、事業法第34条第3項の規定により、接続料が接続約款に適正かつ明確に定められていないとき、二種接続料規則に定める方法により算定された金額を超えるものであるときは、変更命令の対象となるものの、変更命令を行わない場合には審議会への諮問等が行われない。

また、一種指定制度では、認可に係る意見募集の際等において接続料の算定根拠が公表されているが、二種指定制度では公表されていない。

モバイル検討会報告書では、「接続料については、これを支払う事業者に対して、その算定根拠について透明性が確保されることが重要である」、「接続料の当年度精算を行うかどうかについては、その予見性の確保のため、実施基準の明確化が重要であり、これに向けた検討を、総務省において行うことが必要である」と指摘されている。

また、公正取引委員会調査（2018年6月）では、「接続料の検証における一層の透明化を図るために、例えば、有識者や専門家による定期的な議論を通じて、透明性・公平性を確保しつつ、接続料が能率的な水準となっているか、各大手携帯電話事業者は能率的な経営を持続的に行っているかどうかなどの観点から、接続料の具体的かつ定期的な検証を行うことが考えられる」と指摘されている。

## (2) 意見

### ① 適正性の向上

本研究会において、接続料算定の適正性の向上に関し、主要論点として「モバイル検討会では、先々を見越した「将来原価方式」による接続料算定についてMVNOから要望があり、その報告書では、予見性の確保のため、実績年度の値による遡及精算（当年度精算）の実施基準の明確化の必要性について指摘されたところである。このような指摘等も踏まえ、二種指定設備設置事業者とMVNOとの間の公正競争確保の観点から、接続料の算定方式について見直しを行うことが必要であるのではないか」を示して討議を行った中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

#### ア MVNO

- ・ 接続料について、MNOは自らの短期的・中長期的な計画をもとに事業展開することが可能だが、MVNOは過去のトレンド等から将来を推測するほかなく、競争条件が同等とはいえない。（第2回会合：一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会（以下「MVNO委員会」という。））
- ・ 当年度の接続料算定の早期化を要望する。（第2回会合：MVNO委員会）
- ・ 需要の増加が見込まれるデータ接続料を中心に、その水準について今後の見通しがMNOより提示されることが望ましい。「将来原価方式」は、予見性向上の観点から参考となる方式である。（第2回会合：MVNO委員

会)

- ・ 短期的・中長期的それぞれにおいてMVNOの予見性向上が図られるよう幅広く議論され、そのメリット・デメリットを踏まえ、適切な制度的措置がされることを希望する。(第2回会合：MVNO委員会)
- ・ 「将来原価方式」等により接続料の予見性が高まれば、MVNOが経営資源をより積極的に事業展開に活用でき、魅力的なサービスの開発や品質・サポートの向上等、利用者利便の向上が期待できる。(第2回会合：株式会社ケイ・オプティコム (以下「ケイ・オプティコム」という。))
- ・ 接続料の予見性に関して、MNOと大きな情報格差があるため、今後もモバイル通信が発展していくであろうことを踏まえて、「将来原価方式」を採用するのが適切である。(第2回会合：日本通信株式会社 (以下「日本通信」という。))

## イ MNO

- ・ 実際に要した設備コストを利用に応じて応分に負担することが原則であり、現状の「実績原価方式」は適切である。(第5回会合：KDDI)
- ・ MVNOの負担軽減のため、支払猶予や前年度・当年度精算を実施している。(第5回会合：NTTドコモ、KDDI)
- ・ MVNOの負担軽減は、割引率を乗じた暫定的支払いにより対応可能。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 当年度精算の実施基準を明確化すべき。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 設備・サービスの競争環境下にある中で、先々の費用や需要を合理的に予測することは極めて困難である。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 複数の事業者が設備競争しており、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから、「将来原価方式」での算定に必要な将来のコストや需要予測は困難である。(第5回会合：KDDI)
- ・ 仮に見直しを検討する場合でも、実際にかかった費用を全額回収する現行ルールを考え方を逸脱しないことが大前提である。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 仮に「将来原価方式」を導入する場合においても、乖離額調整の原則化が必要である。(第5回会合：KDDI)
- ・ 研究会等において十分な議論が尽くされ判断されるべき。十分な検討期間を設けて、方針を決定すべき。(第5回会合：NTTドコモ、KDDI)
- ・ 将来原価の導入は適当ではないが、仮に導入する場合には、当然MVNOにおいても自らの将来需要について責任を負うことが必要である。(第5回会合後書面回答：NTTドコモ)

- ・ 省令やガイドライン等に規定しているコスト分計に必要なデータについては、精査に相応の期間を要するため、算定期間の短縮化は困難である。(第5回会合後書面回答：NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- ・ NTT東西の接続料の認可申請の時期と比べて、算定に要する期間としても大差はない。(第5回会合後書面回答：ソフトバンク)

## ウ 構成員

- ・ 接続料の低下は、技術やサービス、需要やコストの変化によるところもあるが、制度的な見直しによるところもある。固定網の接続料では、10年、20年かけて市場環境に合わせて制度整備してきた。モバイルはインフラとしての重要性が高まっており、また、当初はMNO間の接続が主であったが、MVNOの出現によりインフラ競争からサービス競争になっているため、改めて議論が必要である。
- ・ 算定方式は、予測精度の高さ、将来の予見性、算定にかかるコストや労力のバランスで選択すべき。予測精度については、数字的な裏づけをもって選択することが必要ではないか。将来の予見性については、例えば、3年先までの接続料が固定される方式や、1年ごとにローリングしていく方式等いろいろあると思う。どのようなやり方があるのかを専門家の方に出していただいて、比較検証するプロセスが必要ではないか。
- ・ 将来の予測は、精算をしない限りは、事業者が納得いく結論にはならないと思うので、精算をどうするのかも考えながら議論することが必要である。
- ・ 予測の精度が高ければ乖離は小さくなるので、まずは予測が適正にできるかどうか、過去データを使って推定してみたらよいのではないか。
- ・ 費用が全額回収されるのであれば、結局、回収の時期の違いにすぎないので、全額回収とするのかが一つの論点である。また、予測をどうするのか、最終的に調整する時期をどうするのかという論点がある。時期にずれがあると事業者が撤退した場合の回収漏れのリスクがある。いずれにしても接続料が低下する局面では事業の予見性の観点から予測方式の方が良いと思う。
- ・ 接続料推移の最近の傾向を見ると、予測可能な時代に入ってきている印象がある。支払猶予を一定程度推奨したり義務づけたりしても、結局MNOにとって回収困難な状態にならないように合理的な将来予測はしなければならぬだろう。今集まっているデータで不十分であれば、そのデータを集める仕組みを整えた方が良いのではないか。そのプロセ

すが、接続料算定の透明性の向上についても解決の方向につながっていくと思う。

- ・ 固定では既に実績が積み重ねられているため、全くの手探りではない。支払猶予よりも、本来のコストに基づいた水準に近づける意味では、2年前のデータを使った実績方式に比べれば、将来方式を導入する価値がある。
- ・ モバイルの場合は複数社体制なので、どうデータを出して議論するかは固定と違う。資本コストの算定のときは、経営環境の違いを尊重するというので、計算式だけを統一した。また、モバイルの場合の経済環境のスピードの違いは考慮しなければならず、予測の精度はせいぜい3年ではないか。
- ・ 将来予測の試算（第8回事務局資料）は非常に良好な結果であり、将来原価方式を導入する方向で検討を進めるのが良いと思う。なお、オリンピックでのテレビとネットの常時配信など非連続的な市場の変化が起きそうな年もあり、将来予測をするときには、過去の実績の外挿だけでは読み誤る。事業者は、モバイルのトラフィック量の予測などもしつつ、設備増強をしている。
- ・ 「将来原価方式」を導入していく方向性に賛成である。こういった価格に影響を及ぼす事柄については丁寧に議論することが必要であり、専門家による検討体制を設けることは、大変重要である。
- ・ 今後の検討課題として、5Gに移ったときの設備投資動向等については若干変動要因があることがある。ただし、3Gから4Gへの移行では丸々取換えだったが、4Gから5Gへの移行ではソフトの入替え等により使い回しができ、それほど大きな設備投資の変化はないと事業者から聞いている。

## ② 透明性の向上

本研究会において、接続料算定の透明性の向上に関し、主要論点として「公正取引委員会の指摘も踏まえ、接続料の算定の一層の透明性を確保する方策について検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

### ア MVNO

- ・ 接続料算定の透明性の一層の向上は、MVNOの活性化につながりうることから、算定根拠等がMNO間の競争において重要な経営データであるこ

とを念頭に置きつつも、公正取引委員会の提言を含め、広く議論されることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会、株式会社インターネットイニシアティブ(以下「IIJ」という。))

#### イ MNO

- ・ 接続料については、法令やガイドラインに則り算定を行うとともに、総務省の検証を受けている。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 接続料の算定根拠を毎年度総務省に提出し、適正性を確保しており、届出制において十分に対応している。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 現時点で、一種・二種指定制度のルールを差分を変えるべき新たな事実は生じていない。仮にルールを変えるのであれば、一種・二種指定制度のこれまでの在り方を含めて慎重かつ十分な議論をすべき。(第5回会合終了後書面回答：KDDI)
- ・ 「報告し意見を伺う」行為自体が諮問と同等の行為になり得ることから、二種指定制度への新たなスキーム追加は過剰規制である。特定年度の実績を研究会等に単発的に提示する等であれば、手法や目的等を明確化した上で、関係者間でコンセンサスが得られた場合には検討の余地がある。(第5回会合終了後書面回答：ソフトバンク)

#### ウ 構成員

- ・ 二種指定制度では、届出制の下で接続約款の変更命令を行う場合のみ諮問することとなっている点について、今後新しいサービスや技術が登場してくることに鑑み、二種指定制度における検証をより深く行うべきではないか。
- ・ 接続料の公正性及び透明性を確保するためには、審議会などで、インカメラ手続を用意して、外には絶対出さないかわりに、データを全部出す仕組みを用意した方が良い。裁判所でも機微にわたる場合にはインカメラ手続でやっている。

### (3) 対応の方向性

#### ① 適正性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要であり、接続料の算定方法についても、その適正性の一層の向上が必要ではないか。

その点において、「将来原価方式」は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となり、キャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上も期待されるものであるのではないかと。原価等の正確な予測は難しい面があるとの指摘もあるが、事業者における設備投資、減価償却費等の予想の状況や近年の接続料の変化傾向等から、一定の精度の予測を行うことは可能と考えられるのではないかと。また、予測と実績の乖離については、精算や乖離額調整を導入することによる対応が考えられるのではないかと。

そのため、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料（2019年度末に届出）から「将来原価方式」により算定することとすべきではないか。総務省においては、そのために必要な制度整備に速やかに着手すべきであり、具体的な算定方法の在り方については、専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、次のような検討事項について集中的に議論を行うことが適当ではないか（表1参照）。あわせて、現在該当年度の翌年度末に実施されている接続料算定の早期化を求めることについて検討すべきではないか。

- ・ 二種指定制度では対象事業者が複数存在すること等を踏まえ、合理的な予測の方法を各社共通なものとして予め定める必要があるか。定める場合、どのような方法とすることが適当か。
- ・ 予測と実績の乖離については、いずれかの方法により事後的に調整することが適当であると考えられるところ、具体的にどのような方法により調整を行うことが適当か。
- ・ 「将来原価方式」により算定する接続料は、データ伝送交換機能のみでよいのか。
- ・ 算定期間及び算定頻度をどのように設定するのが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。
- ・ 原価等のさらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。

## ② 透明性の向上

MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定のプロセス

について、一層の透明性の向上を図ることが重要ではないか、また、一種指定制度において、算定根拠等についての審議会での検証や公表により、その算定方法の精緻化が徐々に進められてきた経緯を踏まえると、二種指定制度における接続料についても、その算定根拠等を踏まえて、算定方法の一層の精緻化を検討することが必要ではないか。

一方で、一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、対象事業者が複数あり、競争環境下で役務の提供を行っていることから、一般に公表可能なデータの範囲には相違があることも考えられるのではないか。

そのため、総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料（2018年度末に届出）から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当ではないか。また、接続料の算定方法の検討に際しては、その検討の場実際に提出された算定根拠を示すことが適当ではないか。

表1 「将来原価方式」により算定する場合の要検討事項

	一種指定制度における「将来原価方式」の概要	二種指定制度において「将来原価方式」により算定する場合の要検討事項
①合理的な将来予測方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原価」及び「利潤」の算定の基礎となる「設備管理運営費」と「正味固定資産価額」について、合理的な将来の予測に基づき算定すること、「需要」について、将来の合理的な通信量等の予測値を使用することが、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。）に規定。</li> <li>これらの3項目の具体的な将来予測の方法は、法令やガイドラインで規定されておらず、基本的に事業者の判断に委ねられており、認可の過程でその適切性を判断。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一種指定制度と異なり認可制ではないこと、対象事業者が複数存在することを踏まえ、具体的な将来予測の方法を予め定める必要があるのではないか。</li> <li>定めることとする場合に、どのような将来予測の方法とするのが適当か。</li> <li>「原価」及び「需要」の算定方法については、これまで必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えないところ、さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか。</li> </ul>
②予測と実績の乖離の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>一種接続料規則において、予測と実績の差額の調整は予定されていないが、光信号端末回線伝送機能（加入光ファイバ）においては、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性もあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を事業者のみに負担させることは適当ではないことから、事業者からの申請により事後に「乖離額調整」が認められている（一種接続料規則第3条の規定に基づく許可）。</li> <li>「乖離額調整」は、予測と実績の乖離に起因する接続料の支払差額を、次期接続料に反映する方法により行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測と実績の乖離をどのような方法により調整することが適当か。 ※ 二種指定制度で採用されている「精算」は、各社ごとの精算となるので、市場変化が激しい状況では「乖離額調整」よりもMVNO間の公平性は確保されるが、予見性の面で劣る。 ※ 「乖離額調整」では、差額が生じる時期と調整がされる時期が一致しないことから、市場変化が激しい状況において、MVNO間の公平性が確保されない可能性がある。</li> <li>調整方法を予め定める必要はあるか。</li> </ul>
③適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>一種接続料規則により、新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる役務である場合又は接続料の急激な変動を緩和する必要があるときに「将来原価方式」を用いることが可能。</li> <li>現在、いずれも今後相当の需要が見込まれる役務として、NGNに関する機能と光信号端末回線伝送機能（加入光ファイバ）において用いられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二種指定制度では音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の4つのアンバンドル機能が設定されているところ、「将来原価方式」の適用はデータ伝送交換機能のみでよいか。</li> </ul>
④接続料算定期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続料の算定期間は、一種接続料規則において「5年までの期間の範囲内」で選択可能とされている。</li> <li>直近では、NGNに関する機能においては1年、光信号端末回線伝送機能（加入光ファイバ）においては3年から4年の算定期間をNTT東西が設定し、認可申請を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続料の算定期間や算定頻度をどのように設定することが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。</li> <li>接続料の報告時期について、現在は年度末に提出されているところ、これを早めることは可能か。</li> </ul>

## 2. ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証

### (1) これまでの取組等

モバイル市場において、MNOは、サブブランド等による低廉な料金でサービス提供を行い、また、グループ企業がMVNOとして低廉なサービスの提供を行っている。

これらのサービスについて、モバイル検討会では、MVNO側から、「ネットワークの速度が他のMVNOを大きく上回り、コスト面で他のMVNOは基本的に提供不可能な水準になっている」、「他のMVNOと比べて料金面で遜色がないが通信速度が圧倒的に速い」旨指摘され、MNO側からは、「グループ内外問わず、同条件でMVNOにネットワーク提供している」、「サブブランドを含め、MVNOと同条件でコスト負担している」旨の説明がされている。

モバイル検討会報告書では、サブブランドを含むMNOサービスの料金等の提供条件がその費用等との関係で適正な水準にあるか、MNOのグループ内のMVNOが、MNOからの事実上の金銭的補助があるために他のMVNOよりも利用者当たりで多額の料金を支払うことが可能となっているのではないかなど、MNOグループにおけるサービス提供条件やグループ内取引について、早急な検証の必要性が指摘されている。

### (2) 意見

本研究会において、主要論点として「モバイル検討会報告書の指摘を踏まえ、検証を進めることが必要ではないか」と示して討議を行う中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

#### ア MVNO

- ・ モバイル検討会報告書では、MNO 3 グループについての検証のための会計の専門家を含む体制を設け、検証を可能なところから早急に開始すべきとされており、その検証が速やかに行われることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会)
- ・ MNOのグループ会社によるMVNOと他のMVNOの間のイコールフットィングを確保することは、移動系通信市場における健全な競争の実現のため重要である。(第2回会合：IIJ)

## イ MNO

- ・ MVNOやサブブランドの経営資源について、本来検証は不要である。また、利用者料金水準は競争に委ねるべきであり、接続料との比較検証は不要である。仮にグループ内取引を検証する場合には、電気通信事業者間に限定せず、各グループ会社から「事実上の金銭的補助」を受けていないか等、公平に検証すべき。(第5回会合：UQコミュニケーションズ株式会社(以下「UQ」という。))
- ・ 企業成長の手法として既存事業のリソースを新規事業へ活用することは基本であり、様々な企業が自社のリソースを背景にMVNOに参入している。MNOグループのサービス提供について検証するのであれば、MNOのみならず大手MVNOについても検討対象とすべき。(第5回会合：KDDI)
- ・ 不当な差別的取扱いの検証については、卸契約の届出及び接続約款の規定で担保可能である。卸契約の届出は、総務省が検証結果を公表している。(第5回会合：ソフトバンク)

## ウ 構成員

- ・ 料金の議論以上に、公正競争条件の整備の議論が大事であり、その整備により、小売市場で自由な競争が行われ、競争で料金が下がって、より良いサービスが提供されていく状況をつくるのが政策の中心であって、「接続」は非常に大事なポイントである。
- ・ 価格はビジネスの一番の根幹であり、これを全て公開することについては、ビジネスとしての問題もあり、二律背反のところもあるので、うまく知恵を絞って議論することが必要である。
- ・ 公正取引委員会調査(2018年6月)で専門家間の議論が必要とされており、これは、接続料金や小売料金の適正性は、独占禁止法で直接的に取り扱うことが極めて困難という理解から来ていると思うので、総務省の所管という形で、具体的かつ定期的な検証を求めているのではないか。
- ・ スタックテストは固定では既に実績が積み重ねられているため、全くの手探りではない。
- ・ スタックテストを行う場合には、二種では、音声とデータの組合せが多様であり、費用の按分などの技術的な問題も出てくるため、まずはデータの取得及び検証を念頭に置いた準備作業が必要である。
- ・ 固定のスタックテストとの違いについて、おそらく営業費の割合は個別性が高く、それがどこから発生しているかを分析して、差分が優位か分析することも必要ではないか。

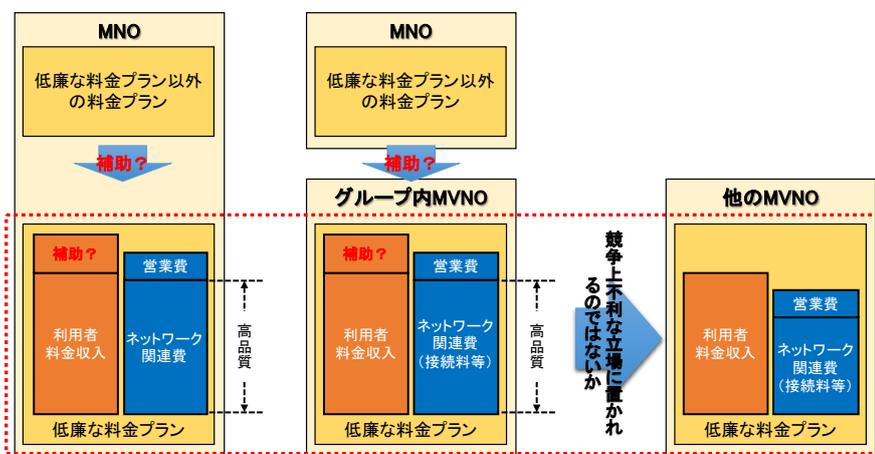
- ・ 料金プランには1年目が安くて、2年目が高いなどいろいろなものがあるため、平均契約期間を考えるとどちらが安いかなど、利用実態等も踏まえて検討することも必要ではないか。
- ・ 光サービス等とのセット割引や自社ECサイト利用による割引等の各種割引やキャンペーンにより、事業者のタリフと実際の利用者の支払額との乖離が発生し、複雑化している。また、通信料金と端末代金の完全分離による通信料金の競争活発化など今後の変化も見ながら比較方法を検討することが必要である。
- ・ いわゆるサブブランドについても検証の対象とする必要があり、法人が分かれている場合以上に調査が困難だが、事業者の協力を得て実態の正確な把握をすべきである。
- ・ サブブランドに対する補助については、サブブランドとは一体何か、ひとつのMNOの中で料金戦略上プランが分けられている場合との違いは何か、という議論も並行して進める必要があり、その際には、特にサブブランドに関する海外事例の確認も必要である。

### (3) 対応の方向性

MNOの低廉な料金プランやMNOのグループ内のMVNOの料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出(回線容量の確保等)が行われると、他のMVNOは、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えられるのではないか(図2参照)。一方で、そのような補助について、具体的にどのような形態で行われるのか、また、どのような場合に問題となるのかについては、さらなる検討が必要ではないか。

モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずはMNOの低廉な料金プラン及びMNOのグループ内のMVNOのプランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等についての確認を行うことが適当ではないか。

図2 検証の必要性（イメージ）



そのため、総務省において、事業者から全ての料金プランについて必要なデータの提供を受けて確認を実施し、その結果について本研究会等で報告を受け、さらなる検証の在り方について検討していくことが適当ではないか。

確認方法としては、例えば、次頁のような方法が考えられるのではないか。

【確認方法（案）】

二種指定設備設置事業者及びその特定関係法人であるMVNOが提供するサービスについて、料金プランごとに、接続料等総額と営業費相当額の合計が、利用者料金収入を下回らないものであるか等を確認。

$$\text{①接続料等総額} + \text{②営業費相当額} \leq \text{③利用者料金収入}$$

① 接続料等総額[円/契約] :

データ接続料額 + 音声卸料金額 + その他の必要経費

・ データ接続料額[円/契約] :

$$\frac{\text{データ接続料算定に用いる帯域幅[bps]} (\text{※1})}{\text{全契約数[契約]}} \times \text{補正係数} (\text{※2}) \times \text{データ接続料単価[円/bps]}$$

※1 : MNOの特定関係法人であるMVNOにあつては、契約帯域幅。

※2 : 当該料金プランに係る1契約当たり帯域幅の補正を行うもの。原則は、1。

・ 音声卸料金額[円/契約] :

音声卸基本料[円/契約] + 通話時間[分/契約] × 音声卸通話料金[円/分]

・ その他の必要経費[円/契約] :

その他当該プランの提供に当然必要と考えられる設備に係る経費[円/契約]

→ データ伝送役務に係る中継系交換設備の経費等

② 営業費相当額[円/契約] :

利用者料金収入 × 移動電気通信役務に係る「営業費」の「営業収益」に対する割合を踏まえた値

③ 利用者料金収入[円/契約] :

当該料金プランにおける1契約当たりの収入額[円/契約]

注：下線は、事業者から提出を受けることが必要なデータ。12か月分の提出を求め、原則総務省及び研究会等構成員限りの扱いとし、検証方法及び検証結果の概要を公表する。

### 3. 音声卸料金の適正性の確保

#### (1) これまでの取組等

現在、MVNOは、音声役務について、自社の設備をMNOの設備に接続せずに卸契約による提供を受けており、その料金は、音声接続料ではなく、音声卸料金が適用されている。

MNOは、その音声卸料金を、ユーザ料金から割り引いて設定する「リテールマイナス」方式により設定しているとしている。例えば、NTTドコモは、基本料1,486円、通話料20円/30秒の従量制のユーザ料金ベースとして、基本料666円、通話料14円/30秒の従量制の音声卸料金を2011年に設定しており<sup>12</sup>、その後接続料の低廉化やユーザ料金の多様化が進んでいるが、音声卸料金の見直しは行われていない。

モバイル検討会では、MVNOから「引き下げる余地があるのではないか」、「準定額・定額プランの設定を希望する」旨の意見が示され、その報告書では、「音声サービスの公正な競争のためには、MVNOが依存する音声の卸役務において、適正な料金設定がなされていることが重要」と指摘されている。

#### (2) 意見

本研究会において、主要論点として「モバイル検討会の指摘も踏まえ、音声の卸電気通信役務について、適正な料金設定がされているか検証することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

##### ア MVNO

- ・ MVNOがMNOと卸契約の下で同等のサービスや料金プランを提供できるかについて検証の上で、必要に応じてその料金水準が是正されることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会)
- ・ 中継・050IP電話事業者との提携・専用アプリ使用では、専用アプリのインストールが必要、緊急通報ができないなど、特にリテラシー弱者にトラブルが生じやすい。(第2回会合：楽天株式会社)

---

<sup>12</sup> 定期利用契約・2001回線以上契約の場合。ユーザ料金の基本料1,486円は、音声卸料金設定当時の金額。

- ・ MNOが定額料金を主体としてサービスを展開している中で、事業者間協議を通してMVNO向け定額料金の提供を要望しても、MNOは実質的にそれを受け入れず、競争力の無い状態が継続している。(第2回会合：日本通信)

#### イ MNO

- ・ 音声卸料金は、リテールマイナスの方式で決定している。(第5回会合：KDDI、ソフトバンク)
- ・ 今後、MVNOの要望に基づいて音声卸料金の見直しの実施を検討する。(第5回会合：NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- ・ 音声卸料金について、色々な割引を考慮した料金をベースに考えていくこともあり得る。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 音声卸料金の検証を行うのであれば、構成員限りの情報開示や総務省への届出によって行われたい。(第5回会合終了後書面回答：KDDI)
- ・ 定額制、準定額制の音声卸料金の設定については、MVNOの発着実績によってはMNOが赤字となるリスクがあり、MVNOのリスクをMNOが一方的に負うものではない。(第5回会合終了後書面回答：NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- ・ 定額制の音声卸料金の設定については、音声定額料金を悪用して接続料を詐取するような不正行為がMVNOユーザを介して発生した場合には、対策を講じることが困難である。(第5回会合終了後書面回答：ソフトバンク)

#### ウ 構成員

- ・ 音声卸料金については、透明性や適正性に課題がある。色々な割引サービスを踏まえたリテールプライスは下がっていると思われるところ、音声卸料金を下げる余地があるのではないか。
- ・ 実態としての音声のユーザ料金は、割引サービスの利用の実態がわからないと検証できない。各社は、経営情報だというのが、政策に必要なデータは、総務省や委員限りで提出し、政策議論を深めるために協力してほしい。
- ・ 長期増分費用方式に関する検討では、守秘協定を結んで、LRICモデルを構築するというやり方を続けてきた実績もあるため、十分可能だと思う。

### (3) 対応の方向性

音声卸料金は約10年に渡り見直しが行われていない例があるが、その間に、利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等

が増えてきているなど変化が生じている。MNOが利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料金が音声卸料金を下回る場合には、音声役務についてMNOとMVNOとの間の公正な競争が期待できないのではないか。この点に関しては、一部の携帯電話事業者からは見直しの意向が示されているところ、音声卸料金の設定に当たっては実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要があるのではないか。

そのため、まずは現行制度の下で、音声役務を提供する際の実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について、利用者料金から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出した上で、両者の比較を行う等の方法により、検証を行うことが適当ではないか。

具体的には、MNOから、音声料金プランごとの契約者数、音声通話時間、収入等必要なデータの提供を求め、総務省において速やかに検証を行うべきではないか。

また、MNOは、自社のユーザに対し定額制料金や準定額制料金を設定しているが、MNOがMVNOへ提供する音声卸役務は、従量制料金のみとなっている。この料金設定が、MVNOにおける定額制料金や準定額制料金の設定を実質的に困難にするものであるか等、MNOとMVNOとの間の公正な競争環境の確保の観点から検討が必要ではないか。

## 4. MVNOによる多様なサービス提供の実現(セルラーLPWAの提供)

### (1) これまでの取組等

セルラーLPWAは、ワイドエリア、低消費電力といった特長を有するIoT向けの通信サービスの提供を可能とする技術であり、電力、ガス、水道等のスマートメーター、各種センサー・機器の維持管理、物流等のM2M分野のほか、ウェアラブル、医療ヘルスケア等様々な分野での活用が期待されている。5Gによる本格的なIoT時代の到来を控え、4GにおけるセルラーLPWAについて、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MVNOによって多様なサービスが低廉な料金で提供されることが期待される場所である。

一部のMNOは、セルラーLPWAを従来のLTE方式のサービスに比べて低廉な料金でIoT事業者向けに提供している。他方で、データ伝送交換機能について、MNO各社とも、従来のLTE向けの接続料しか設定していないため、MVNOがセルラーLPWAを低廉な料金で柔軟に提供することが困難な状況である。

### (2) 意見

本研究会において、主要論点として「公正競争確保の観点から、MVNOが二種指定設備設置事業者と同様にセルラーLPWAサービスなどの多様なサービスを柔軟に提供できるよう、接続料の設定等必要な措置について検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、MVNO及びMNOから、次のような意見が示された。

#### ア MVNO

- ・ MVNOがセルラーLPWAにおいても多様で高度な通信サービスを実現し、IoT社会の実現に貢献できるよう、必要な環境整備が求められる。多様で高度な通信サービスの実現のためには、既存4G LTEサービス同様に、L2接続<sup>13</sup>で提供されることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会、IIJ、ケイ・オプティコム)
- ・ セルラーLPWAの回線のMVNOへの提供に当たっては、MNOのリテール回線料金水準を踏まえた競争が成立しうるような料金設定が望まれる。事業

<sup>13</sup> L2 接続（レイヤ2 接続）では、L3 接続と異なり、中継系交換設備をMVNOが管理・運営することになる。L2 接続では、交換機は、IPアドレスの配布や認証、セッション管理といった機能を担うものであり、MVNOにおけるサービス設計の自由度が高くなる。

者間協議の進展の具合によっては、リテールマイナスモデルなど新しいコストモデルの検討も視野に入れる必要がある。(第2回会合：MVNO委員会)

- ・ MVNOがMNOと競争可能なサービスを提供できる料金設定がされることが必要である。(第2回会合：ケイ・オプティコム)

#### イ MNO

- ・ IoTに係る新たな料金をお客様向けに提供する場合は、MVNOの要望を踏まえ、新たな卸料金の設定を柔軟に検討していく。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 接続料の設定等は均一な条件での提供となり、柔軟なサービス提供が困難であることから、IoT分野においては必要ない。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ LPWAの接続方式による提供は、従来のセルラーサービスと電波の利用効率や制御方法等が異なるため慎重な検討が必要である。(第5回会合：KDDI)
- ・ MVNOガイドラインにて、MNOの設備投資やイノベーションに配慮すること等について記載がある。(第5回会合：ソフトバンク)

#### (3) 対応の方向性

セルラーLPWAについて、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MNOだけではなくMVNOによっても多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになるためには、MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAがL2接続により適正な料金で提供される必要があるのではないか。

## 5. MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与

### (1) これまでの取組等

MNOによるMVNOへのネットワーク提供の促進については、事業者間の競争促進、利用者利益の保護の観点からだけではなく、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき実施されている①周波数割当てに係る審査、②電波の利用状況調査・評価において、電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点からも進められている。具体的には、次のとおり実施されている。

#### ① 周波数割当てに係る審査

- ・ 周波数割当てに係る審査は、事業者が最低限満たすべき基準（絶対審査基準）を満たした者について、よりよい計画を有する者を評価するために競願時審査を実施。
- ・ 2014年の周波数割当てからMVNOによる特定基地局の利用促進を認定の絶対審査基準としており、MVNOのより一層の促進を図るため、2019年4月上旬に予定している5G用周波数割当てに関する開設指針（2019年1月24日告示制定）において、競願時審査の配点について他の評価項目と比べて重み付けを実施。
- ・ また、特に、L2接続によりMVNOへネットワーク提供を行う具体的な計画がより充実している者を評価。
- ・ さらに、周波数割当ての開設計画で記載したMVNOに関する事項については、次回の周波数割当てにおいて計画の進捗状況等を審査基準として評価する方針を公表。

#### ② 電波の利用状況調査

- ・ 周波数割当て計画の作成・変更や電波の有効利用に資する施策の推進のため、電波が有効利用されているかどうか調査を実施。
- ・ 周波数区分ごとに3年に1度行うこととされていた電波の有効利用調査について、技術革新のスピードが他周波数帯と比べて速い移動通信システム（携帯電話・全国BWA）については、2018年度より毎年実施。
- ・ 調査の中で、無線局の開設状況に加え、周波数の逼迫度（トラヒック）やMVNO促進の状況等について、周波数別、免許人ごとに調査・評価を実施し、公表。

## (2) 意見

本研究会において、主要論点として「公正取引委員会の指摘も踏まえ、周波数割当てに係る審査や毎年度実施している電波の利用状況調査の評価について、モバイル市場の公正競争促進にも資するよう、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えるような措置の導入を検討することが必要ではないか」と示して討議を行った中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

### ア MVNO

- ・ 周波数の割当てにおいて、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与えることはMVNOの普及促進に寄与するのではないか。(第2回会合：ケイ・オプティコム)

### イ MNO

- ・ 現状の周波数割り当てに係る審査や利用状況調査の評価において、「MVNOの促進に関する取組や利用料金等」を評価する際は、接続料水準のみならず、MVNOへのサポート品質等各社のNW提供の取組について、総合的に評価いただいているものと認識しており、今後も、接続料低減の程度のみを切り出して評価するのではなく、総合的な評価をしていただきたい。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ なお、MVNOを通じたサービス提供においては、MNOと資本関係のないMVNOに積極的に提供している実績についても考慮要素としていただきたい。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 総務省による周波数割当てにおける審査基準項目として、MVNOへの提供実績や提供計画の確認は既に実施されていると認識している。(第5回会合：KDDI)
- ・ 周波数割当てでは、割当て前に総務省がMVNOへの提供計画を審査し、割当て後も、MVNOへの提供実績が四半期毎に一般公開されている。従って、既にMVNO促進に継続的に取り組むインセンティブは確保されている。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ 接続料は算定ルールに則り算定した結果であり、その水準や低下の程度は、評価軸として馴染まない。(第5回会合：ソフトバンク)

### ウ 構成員

- ・ 周波数割当てに関する方向性については、具体性を持たせることが必要であり、「総合的に」ということについて、例えば、MVNOの単純な社数で

はなく、MVNOがSIMを独自に発行できるようにHLR/HSSを開放する、4Gベースのセルラー-LPWAを提供するというような新たな取組の質的対応性も考慮して、もう少し明示できないか。

- ・ 現状は、望ましい取組をしており、周波数割当てに関する審査で丁寧に見ていると評価できるが、入札価格を高く提示することで、丁寧な重み付けが有名無実にならないことが重要である。
- ・ 電波の利用状況調査におけるMVNOへのサービス提供状況について、法人相手のもの、UQとワイモバイルの扱いなど、横並びで比較して良いのか、整理が必要である。

### (3) 対応の方向性

競争政策の観点のみならず、電波の有効利用の観点からもMVNOに対するネットワーク提供は重要であり、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えることが適当ではないか。

MNOによるMVNOへのネットワーク提供については、その料金のみならず、MVNOへの機能開放の形態やサポート品質、多様かつ多数の者へのネットワーク提供など多様な要素が存在している。また、MVNOに対するネットワーク提供について、将来的な提供計画の内容だけでなく、多様かつ多数の者へのMVNOサービス提供の実績についても考慮することが重要ではないか。

周波数割当てに係る審査に当たっては、上記のような多様な要素や提供実績の確認の必要性等を考慮し、多様かつ多数の者へのネットワーク提供が行われているかという観点のみならず、HLR/HSS連携機能開放等のMVNOへのネットワーク提供の多様性の観点からも実施することが必要ではないか。また、競願時審査における配点の重み付けについては、MVNOに対するネットワーク提供の促進に向けた取組等個々の配点の重み付けを行う趣旨が適切に審査結果に反映されるよう配点のバランスに留意することが必要ではないか。

電波の利用状況調査においては、その評価・公表を行うに当たり、より一層MVNOへのネットワーク提供に資するよう、継続的な取組が行われているかの検証等、評価・公表方法について引き続き検討を進めて行く必要があるのではないか。

## 6. 第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

### (1) これまでの取組等

#### ① 制度の概要

2001年の事業法の改正で創設された二種指定制度は、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場であるモバイル市場において、端末シェアの大きいMNOが、交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、一定規模を超える端末シェアを有するMNOに接続料及び接続条件についての接続約款の策定・届出等の規律を課すものである。同制度における指定は、事業法において、当該電気通信事業者が設置する伝送路設備に接続される特定移動端末設備のシェアにより判断されることとされている。その基準値は施行規則において定められており、2001年の二種指定制度の導入当初は25%とされ、その後、2011年12月の情報通信審議会答申<sup>14</sup>を踏まえ、2012年6月に10%に改正された。また、対象となる特定移動端末設備は施行規則で定められており、二種指定制度の導入当初は携帯電話端末のみであったが、2014年12月の情報通信審議会答申<sup>15</sup>を踏まえ、2016年3月にBWA(WiMAX2+、AXGPに限る。)端末が追加された。

具体的な二種指定設備としては、2002年2月にNTTドコモ及び沖縄セルラーの設備が、2005年12月にKDDの設備が、さらに、2012年12月にソフトバンクの設備が、それぞれ指定されている。その後、全国BWA事業者2社(Wireless City Planning 株式会社(以下「WCP」という。))及びUQ)の特定移動端末設備のシェアは、指定の基準値である10%を超える状況になっている。

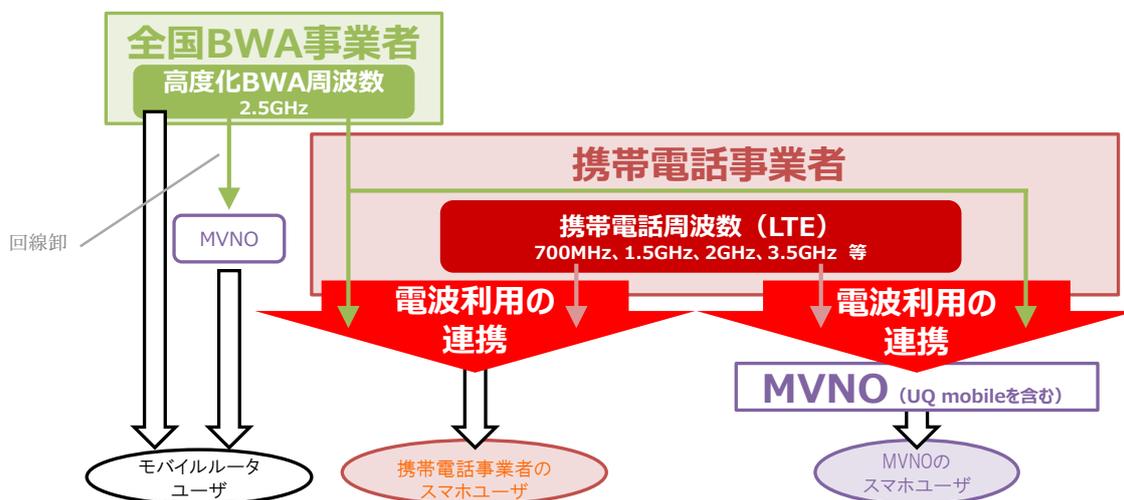
これらの全国BWA事業者の特定移動端末設備は、その大半が「電波利用の連携」の結果によるものである。すなわち、携帯電話事業者において、全国BWA事業者の設置する電気通信設備を卸契約により利用することで、自社の電波と全国BWA事業者の電波を組み合わせ自社のデータ伝送役務を提供しているものであり、一部の携帯電話事業者では、MVNOへの役務提供においても「電波利用の連携」を行っている(図3参照)。この点については、前述の2014年12月の情報通信審議会答申においても、その検討の前提として指摘されてい

<sup>14</sup> 2011年12月20日情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」。

<sup>15</sup> 2014年12月18日情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」。

るところである。

図3 携帯電話事業者と全国BWA事業者との関係（イメージ）

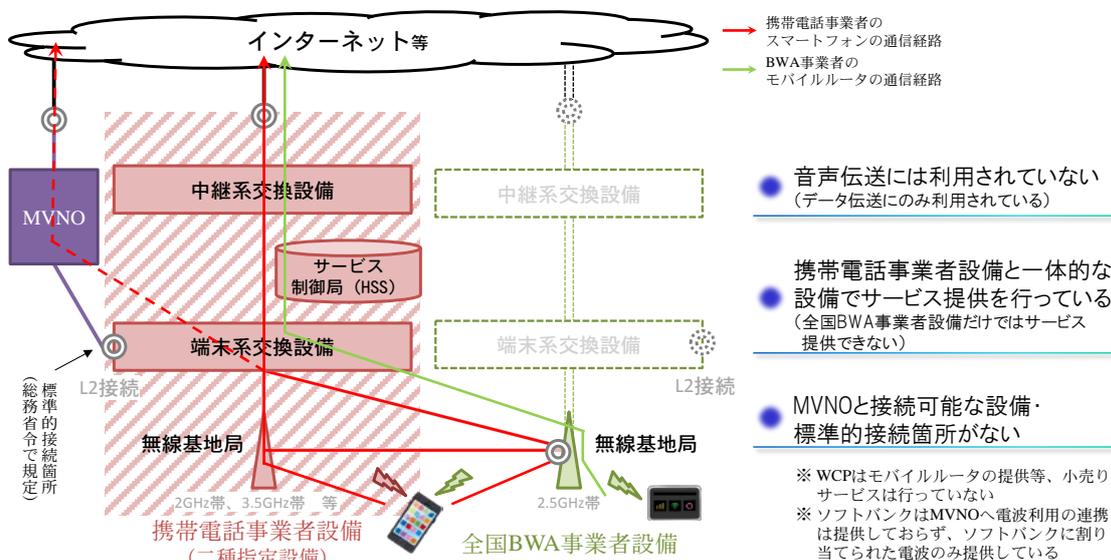


※ WCPはモバイルルータの提供等、小売りサービスは行っていない

※ ソフトバンクはMVNOへ電波利用の連携は提供しておらず、ソフトバンクに割り当てられた電波のみ提供している

全国BWA事業者の設置する電気通信設備は、音声伝送役務の提供には利用されていない。また、全国BWA事業者の設置する電気通信設備は、基地局設備が中心であり、全国BWA事業者がデータ伝送役務を提供するためには、携帯電話事業者が設置するコア網設備（中継系交換設備、端末系交換設備、サービス制御局等）を利用することがほぼ必須な状況であって、その場合には、MVNOがL2接続する際の接続箇所は携帯電話事業者の設置する設備上に設けられることになる。なお、全国BWA事業者の設置する基地局設備は、前述のとおり、携帯電話事業者によるデータ伝送役務における「電波利用の連携」に利用されている（図4参照）。

図4 全国 BWA 事業者の設置する電気通信設備の状況（イメージ）



〔二種指定制度における特定移動端末設備数のカウント〕

- ある事業者の電気通信設備の指定の要否は、その事業者の電波を受け得る特定移動端末設備の数によっているところ、2016年3月の施行規則改正において、特定移動端末設備の範囲に、携帯電話端末と同等性のあるBWA（WiMAX2+、AXGPIに限る）端末が追加された。
- その際、卸元MNOから提供されたサービスを卸先MNOが自社のサービスとセットで提供する場合、卸元のサービス、卸先のサービスのそれぞれについて端末数として1カウントすることと整理されている。

全国BWA事業者の特定移動端末設備の指定について、モバイル検討会では、「MNOによるネットワーク提供について、透明性とMNOとMVNO間、MNOのネットワークの提供を受けるMVNO同士の公平性等を確保するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、総務省で、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要である」、「その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要である。そして、不要なアンバンドル（接続料の設定）を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある」と指摘されている。

## (2) 意見

本研究会において、主要論点として「モバイル検討会報告書の指摘も踏まえ、透明性、公平性等を確保するため、BWA事業者の指定について検討するとともに、事業者間連携が進む中での二種指定制度の在り方について検討することが必要ではないか」と示して討議した中で、MVNO及びMNO並びに構成員から、次のような意見が示された。

### ア MVNO

- ・ 早急にBWA事業者への二種指定制度の適用が必要である。これにより、グループ内取引において不当な運営がないかを検証するための前提条件となるBWA事業者が設定する接続料について、その公平性、適正性、透明性が確保される。(第2回会合：MVNO委員会)

### イ MNO

- ・ BWA事業者の契約数の大半は携帯電話事業者によるキャリアアグリゲーション(以下「CA」という。)によるものであり、BWA事業者には、網構成、提供形態から「交渉上の優位性」はなく、指定は過剰規制である。(第5回会合：UQ、KDDI、WCP)
- ・ 検討に際しては、モバイル検討会報告書に記載のとおり、「交渉上の優位性」の考え方を明確にすべき。「交渉上の優位性」の考え方、BWA事業者における「交渉上の優位性」の有無、BWA事業者における特定移動端末設備のシェアの考え方、指定すべきとなった場合に適用される規制内容を包括して検討すべき。単純にシェアが10%を超過したことを根拠に指定することがないようにすべき。(第5回会合：UQ、KDDI)
- ・ 適用される規制については、モバイル検討会報告書に記載のとおり、過剰なものとならないようにすべき(仮に指定された場合、音声役務の提供が困難。電気通信事業会計への変更は社内会計システムや運用の変更等によりコストと時間を要する。MVNOからL2接続要望がない。MVNOに対してL2接続を提供することができない。)(第5回会合：UQ)
- ・ 「交渉上の優位性」については、2011年に「MVNO促進の観点から周波数割り当てを受けたMNOとの接続必須性による交渉上の優位性」が整理されたが、MVNOとの取引関係は需給状況や市場環境によって左右されるものであり、当時と比較して様々な状況変化が生じている(BWA事業者、新規MNOの参入によるMVNOにおける選択肢の拡大、新規周波数割り当てによるネ

ネットワーク供給リソースの拡大（BWA周波数価値の相対的な低下）、SIMロック解除、SIMフリー端末の普及、eSIMの登場によるネットワーク選択の自由度増大。2030年代には多くの選択肢から選択しやすい環境が実現し、選ぶ側の優位性が一層拡大。）。(第5回会合：KDDI)

- ・ シェアについては、携帯電話事業者によるユーザ獲得分を除く等、事業の実態を考慮したものとすべき。(第5回会合：WCP)
- ・ 携帯電話事業者はBWA事業者のネットワークを市場価格に照らし合わせて適正な料金で仕入れている。(第5回会合：KDDI)
- ・ CA等のネットワーク連携についてMNOとMVNOの公平性が求められていると認識している（携帯電話事業者にBWA再卸の提供義務を課し、BWA事業者と携帯電話事業者間の卸条件の適正性を総務省による検証で確保する等で実現可能。制度の見直しに伴う時間とコストが削減。）。(第5回会合：ソフトバンク)
- ・ BWAやCAを想定していない現行制度の手直しではなく、5Gなど将来も見据えた規制のあり方の検討が必要である。(第5回会合：UQ)
- ・ グループ内取引に関する議論は指定と趣旨が全く異なることから、切り離して議論すべき。(第5回会合：UQ)

## ウ 構成員

- ・ 会計システムについて、指定を前提に社内的に準備を進めるべきではないか。一方で、制度側においても一定の時間的猶予をとるべきではないか。また、音声役務の提供が無理であることを補正したルール改正を行うべきではないか。
- ・ 市場価格に照らして適正な料金で仕入れているとの主張について、設備をMVNOに貸すに当たっての料金についてはコストベースであるべきではないか。
- ・ MVNOを含んだ移動通信市場における公正競争の観点から、BWAの卸提供という方法は解決策ではなく、MNO市場やMVNO市場へのインパクトを考慮することが必要である。
- ・ MNOは、設備設置事業者として、交渉の場に立つかどうかにかかわらず交渉上の優位性が存在するのではないか。
- ・ マーケットシェアで競争の優位性を判断する体系でも、マーケットシェアが10%を超えたら急に交渉上の優位性を発揮するというものではなく、規制のくびきなく他のビジネスを始めるとしたときに競争上の優位性があり得るのかという観点から考えるべきではないか。
- ・ IoTの登場やパートナー企業との協業が進展し、MNO・MVNOの関係が複層

化し、複雑化していく中で、現在のビジネスだけでなく、他のビジネスでも極めて大きな交渉上の優位性を獲得するという状況も将来的には考えることが必要である。これは、独禁法の体系では、事後規制的に注目をしているものである。

- ・ 複数のネットワークを1端末で利用することが当然となる時代において、端末設備数のカウント方法について共通理解を得るようルールを明確にすべき。端末設備そのものというよりは、ネットワークへの接続の回線数等を正確にカウントし、その交渉力について精査できる枠組みが必要ではないか。

### (3) 対応の方向性

「交渉上の優位性」に関しては、次のとおり、電波利用の連携の結果であっても、全国BWA事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、「交渉上の優位性」を有しているものと考えられるのではないか。

- ・ 前述の2011年12月の情報通信議会答申では、従来のMNO間の関係に加え、新たにMNOとMVNOとの関係について、次のとおり整理している。
  - － 「MVNOの事業運営には周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、全てのMNOはMVNOとの関係においては「交渉上の優位性」を持ち得ると考えられる」
  - － 「しかしながら、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合までMNOがMVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められない」
- ・ 全国BWA事業者の端末設備シェアの大半は電波利用の連携の結果であるところ、この場合については、次のように整理されるのではないか。

#### ① 周波数の割当てについて

全国BWA事業者も、周波数の割当てを受けていることから、周波数の有限希少性等により寡占市場が形成されているモバイル市場においては、MVNOに対する「交渉上の優位性」を持ち得る。

② 収益の拡大を図るインセンティブについて

全国BWA事業者は、大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNOへの設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない。

このため、全国BWA事業者の設備について、特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても総務大臣による指定の対象となるものであり、現行制度に基づき、10%を超えた全国BWA事業者の設備について、適正かつ円滑な接続を確保するために二種指定設備として指定することとし、総務省において、速やかにその指定のための手続を開始すべきではないか。その際、会計整理については、会計システムの準備には一定の期間を要することなどを考慮し、2020年度から実務上円滑に開始できるように、手続を進めることが適当ではないか<sup>16</sup>。

また、全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律について、次のような対応を行うことが適当ではないか。総務省においては、関係規律の見直しのための手続を速やかに開始することが適当ではないか。

- ① BWAは、電波法上、主としてデータ伝送を行うシステムとして規定されており、現在の全国BWA事業者は音声伝送を行っていないため、接続約款において音声伝送交換機能に関する記載を不要とすることとすること（接続機能及び標準的接続箇所の見直し）。
- ② 全国BWA事業者のネットワークは、現状において、携帯電話事業者による電波連携が行われており、標準的接続箇所及び接続箇所ごとの技術的条件について携帯電話事業者の接続約款を参照する形で規定することを可能とする特例を設けること。
- ③ ②に加え、携帯電話事業者による電波連携が行われている場合にあっては、接続料の算定について、携帯電話事業者と全国BWA事業者のそれぞれの接続会計を基に、携帯電話事業者が一体的に接続料を算定すること

---

<sup>16</sup> 接続会計については、第二種指定電気通信設備接続会計規則附則において、事業者の事業年度の中途に総務大臣が指定を行ったときは、その指定の日以後に開始する事業年度から適用することとされている。なお、接続約款については、事業法第34条第8項において、新たに指定をされた設備を設置する事業者は、接続約款を定め、指定をされた日から三月以内に総務大臣に届け出なければならないこととされている。

を可能とする特例を設けること。

なお、今後5Gの導入等により、さらに様々な形態の事業者間連携が登場することも想定される中で、それに伴う多様な交渉上の優位性の発現が想定されるのではないかと。そのような環境の変化も踏まえつつ、事業者間連携が行われる場合における交渉上の優位性など、二種指定制度に関し、事業者間連携等を踏まえた規律の在り方について、IVに記載のとおり、将来的な課題として引き続き検討を行うこととすることが適当ではないか。

### Ⅲ モバイル検討会報告書フォローアップ

モバイル市場の公正競争の促進のための方策に関し、モバイル検討会において検討を行い、2018年4月に取りまとめられた報告書で対応の方向性を示した論点がある。

本研究会では、「モバイル検討会で対応の方向性が示された事項について、着実に実施されているか。これらの事項について、さらに見直しを行うことが必要と考えられる点はないか」として、関係事業者等からその後の対応の状況などについての報告を受けて整理し、それを踏まえた討議をしてきた。Ⅰ及びⅡ並びに緊急提言で整理した事項以外の事項で、モバイル検討会において対応の方向性が示されたものについての取組状況は、表2のとおりである。

その中で、MNPの円滑化に関する対応については、移転元事業者による引き止め機会のない事業者間移転の実現に向け、KDDI及びソフトバンクから、それぞれ2019年春、同年5月末までに実施する方針が示されたところである。総務省においてその状況を注視するとともに、MNPの円滑化に向けてさらなる取組の必要性が認められる場合には、積極的に検討を進めていくべきではないか。また、総務省において、2018年9月に実施した強引な引止めに係る実態把握やコールセンターの混雑状況についての実態調査により、MNP手続の申込みを行う利用者に限定した値引きやポイント及びクーポンの付与、特定の移転先への勧誘行為等の存在が確認されたことから、より詳細な実態の把握を行うことが望ましいのではないか。また、実態調査においては、MNP時の予約番号払出しに係るコールセンターへの電話のつながりやすさに関し、数値による実態の把握という成果があった一方で、調査を行った3日間（週末を含む。）が特異な状況（台風の上陸）にあったこともあり、より深い分析をするため、一定の期間において再度調査を行うことを検討することが望まれるのではないか。

その他の事項については、一定の取組が進んできているものもあるが、全ての項目について、引き続き、取組を注視していくことが適当ではないか。

## MNPの円滑化に関する調査結果の概要

### (1) 強引な引止めに係る実態把握

MNP手順における移転元事業者による利用者への強引な引止めについて、事業者への書面での聞き取り調査やコールセンターへの架電等により、実態把握を実施した（2018年9月）。

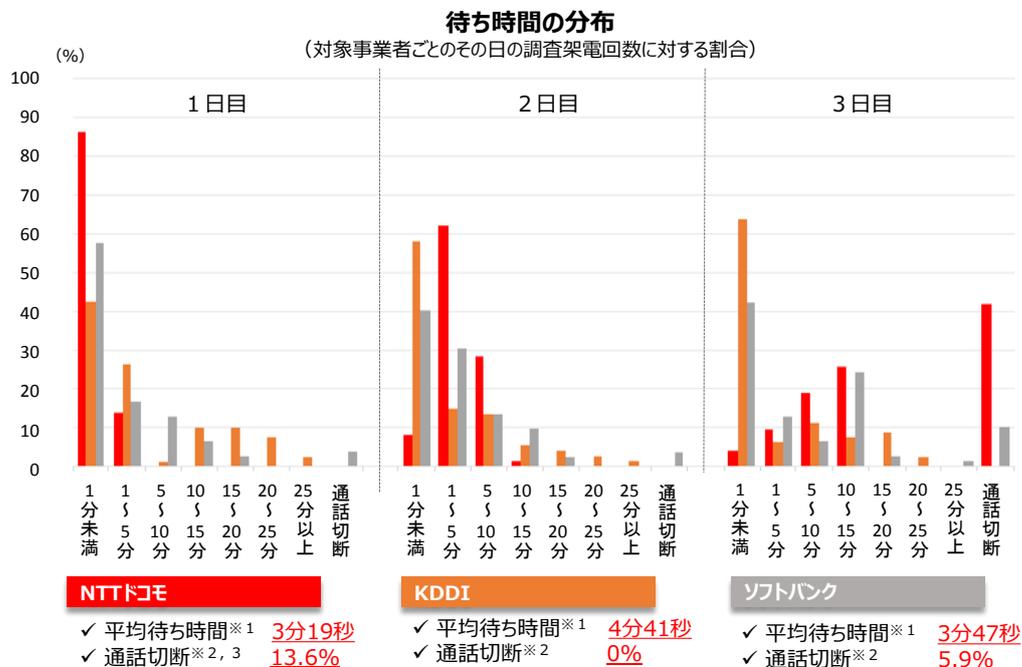
その結果、MNP手順の申込みを行う利用者限定した値引きやポイント及びクーポンの付与、特定の移転先への勧誘行為等が確認された。

### (2) コールセンターの混雑状況調査の実施

連続する3日間（週末を含む）、MNP時の予約番号払出しに係るコールセンターへの電話のつながりやすさについて、実態調査を実施した（2018年9月）。

携帯電話事業者3社のコールセンターのそれぞれに3日間合計で200回以上架電し、架電ごとにコールセンターにつながるまでの待ち時間を計測した。

調査期間全体における各社の待ち時間<sup>※1</sup>の平均は3～5分であったが、一定時間待機後、通話が切断した事例があった。



※1 待ち時間は、コールセンターの自動音声ガイダンス終了から、オペレータに繋がるまでの時間を計測。平均待ち時間は、通話切断を除外して算出。

※2 3日間の調査架電回数全体に対する、通話切断した架電の回数の割合。

※3 NTTドコモからは、調査対象の3日目について、台風が接近し、交通機関に大きな支障が生じたことから、コールセンターの閉鎖等を行ったため、コールセンター自体の応答率が大きく下がる結果となった旨の説明があったところ。

表2 モバイル検討会報告書の提言に関する総務省の対応と事業者の取組状況

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<b>1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係</b>				
(1)ウェブによるMNP手続の実現・強引な引止めに関する実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導を実施<sup>17</sup>(2018年6月)</li> <li>ガイドライン改正(2018年8月)</li> <li>コールセンターの混雑状況等の調査を実施(前頁参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導前(2006年11月)から実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年春に実現予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年5月末までに実現すべく検討中</li> </ul>
(2)MVNOが確保する帯域幅の柔軟な変更の可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請を実施<sup>18</sup>(2018年6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの具体的な要望なし(関連として、期間短縮や手続の簡略化等の要望あり)</li> <li>実現に当たっては課題あり</li> <li>MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの具体的な要望なし</li> <li>MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間短縮や手続の簡素化を実施(2017年11月、2018年8月)</li> </ul>
(3)SIMカードの提供等に係る標準的な期間についての実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>実態把握を実施(2018年6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンダからSIMカードの調達等に約3か月を要する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SIMカードの在庫状況に応じて最短1週間から最長3ヶ月程度で提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンダからSIMカードの調達等に約3か月を要する</li> </ul>
(4)HLR/HSS連携機能の提供に係るMVNOの負担額の根拠等のMVNOへの十分な説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導を実施<sup>19</sup>(2018年6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供申込みを承諾した事業者に対し、指導前(2016年9月)から説明を書面にて実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの具体的な要望なし</li> <li>MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの具体的な要望なし</li> </ul>
(5)MNOの迷惑メールフィルタで受信拒否メールとして扱われないための基準のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導を実施(2018年6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準の提示を2018年10月から実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準の提示を2018年7月から実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準の提示を2018年9月から実施</li> </ul>
(6)キャリアメールの転送サービスの実現可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請を実施<sup>18</sup>(2018年6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの具体的な要望なし</li> <li>実現に当たっては課題あり</li> <li>MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの具体的な要望なし</li> <li>MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの具体的な要望なし</li> </ul>
(7)一部事業者におけるテザリングの実現時期のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>KDDIに対して指導を実施(2018年6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年夏より全MVNOへ提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年11月より全MVNOへ提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年4月より全MVNOへ提供</li> </ul>
(8)一部端末において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案についての要因の究明等へのMNOの協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請を実施(2018年6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの具体的な要望なし</li> <li>MVNOからの具体的な要望に基づき真摯に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの具体的な要望なし</li> <li>MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点でMVNOからの当該事象の報告や問い合わせ等なし</li> <li>MVNOからの具体的な要望に基づき調査に協力</li> <li>当社のネットワーク側での制限はなし</li> </ul>

<sup>17</sup> MNOにおいて2019年5月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

<sup>18</sup> 今後MVNOから要望があった場合には、MNOにおいて検討し、総務省に報告することとしている。

<sup>19</sup> MNOにおいて措置を講じ、2018年度のは2019年3月末までに、2019年度のは2020年3月末までに総務省に報告することとしている。

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(9)MNO から MVNO への端末の提供に関する協議状況の実態把握	・電気通信市場検証会議において確認を実施し、年次レポートを公表(2018年8月)	(MNO からの市場シェアの高い端末の提供が関連 MVNO でない MVNO では実現できていない)		

事項	総務省の対応	テレコムサービス協会 MVNO 委員会		
(10)LINE の年齢認証に関する機能提供が実現しない要因に関する実態把握	・実態把握を実施※(2018年6月) ※年齢認証主体と年齢認証に係る情報伝達の仕組み等に要因があると考えられる	・MVNO ユーザにおける LINE 年齢認証実現に向けて検討を実施(2018年7月～)		

2. 中古端末の国内流通促進関係				
(11)下取り端末の流通・販売を行う者に対する MNO による当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正(2018年8月)	・販売制限していない	・販売制限していない	・販売制限していない
(12)中古端末の SIM ロック解除を求めるガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正(2018年8月) 〈施行:2019年9月～〉	・2019年3月末までに対応予定 ※その後、2019年2月20日からウェブサイト及び店頭において中古端末の SIM ロック解除の受付を開始する旨発表(2019年2月15日)	・ガイドライン改正を踏まえ対応予定	・ガイドライン改正を踏まえ対応予定
(13)中古端末に関する民間の取組の後押し	・リユースモバイル関連ガイドライン検討会にオブザーバとして参加(2018年7月～)	—	—	—
(14)MNO による盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開	・指導を実施(2018年6月)	・2018年12月に対応	・指導前(2012年9月)より対応	・指導前(2010年1月)より対応

3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係				
(15)利用期間拘束及び自動更新を伴う契約について、2年契約満了時又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わない解約の実現	・指導を実施 <sup>20</sup> (2018年6月)	・2019年3月から対応予定	・2019年3月から対応予定	・2019年3月から対応予定
(16)利用期間拘束の自動更新の有無による提供条件の格差の縮小の検討	・KDDI 及びソフトバンクに対し要請を実施(2018年6月)	—	・店頭での説明や HP 等での案内の強化に努める。なお、今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討	・今後検討
(17)残債免除等施策の提供条件に関する利用者への説明の徹底を求めるガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正(2018年8月)	— (現時点で、残債免除施策による販売方法は導入していない)	・ガイドライン改正を踏まえ対応 ・2019年1月より、再加入条件を撤廃	・社内へ再周知を行い、説明の徹底を図っている ・2018年11月より、再加入条件を撤廃

<sup>20</sup> MNO において 2019 年 3 月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(18)過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例の案内	・指導を実施 <sup>20</sup> (2018年6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年5月より、利用実態に基づく適切な料金プランの案内については、全国のショップにて「料金相談フェア」を実施</li> <li>2018年9月より、コーポレートサイト上において、利用実態に応じたおすすめプランの案内を実施</li> <li>2018年1月より、全国のショップにて「スマホ教室」を実施する等、理解促進に努めている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ピタットプラン」、「フラットプラン」を2017年7月から導入</li> <li>2019年3月より、お客様との様々なタッチポイントにおいて新プランを訴求するとともに、料金シミュレーションにおいて新プランを“最適なプラン”として案内</li> </ul>	・利用実績に応じた料金プランの案内を2019年3月に実施予定
(19)利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策の実施	・指導を実施 <sup>20</sup> (2018年6月)	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>店頭での説明やHP等での案内の強化に努める。なお、今後のお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討</li> </ul>	・各種相談窓口について、2019年3月までに毎月メールで実施している請求確定通知を用いて告知予定
(20)月途中の解約時の日割計算の実施可能性に関する検討	・要請を実施(2018年6月)	・日割計算は公平性確保の観点等により実施していない	・今後お客様へのニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討	・日割計算の実施は考えていない
(21)MNOから販売店に対して端末代金の販売価格や値引き額を実質的に指示することが業務改善命令の対象となるとするガイドラインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトバンクに対し指導を実施(2018年6月)</li> <li>ガイドラインを改正(2018年8月)</li> </ul>	・ガイドライン改正を踏まえ対応	・ガイドライン改正を踏まえ対応	・2018年6月の行政指導を真摯に受け止め、ご報告した再発防止策に基づき、対応を実施
(22)MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行うことは端末購入補助に該当することを明示するガイドラインへの対応	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(23)MVNOの音声通話付きサービスの初期契約解除制度の対象化	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令を改正(2018年7月)</li> <li>ガイドラインを改正(2018年9月)</li> </ul>	—	—	—

事項	総務省の対応	テレコムサービス協会 MVNO 委員会
(24)MVNO やその業界団体におけるサービス内容のわかりやすい周知	—	・MVNO サービスの利用に当たってのチェックポイントを改定し、公表・周知(2018年6月～)

その他(事業者の取組を注視すべき旨指摘された事項)

1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

- ・電気通信事業者協会が策定した Android 端末における緊急速報の共通受信仕様の運用状況の注視
- ・5G関係機能の MVNO への提供に関する協議状況の注視
- ・MNO と MVNO との販売連携に関する協議状況の注視
- ・050IP 電話を卸提供する MVNE と MVNO との緊急通報に必要な位置情報の伝達に係る協議状況の注視

## IV 将来的な課題についての検討

### (1) 現状等

モバイル市場は技術の進展が早く、今後も様々な技術の進展やそれに応じた新たなサービスの提供が見込まれる。特に、次世代の移動通信システムである5Gの導入、通信回線の柔軟な選択を可能とするeSIMの普及は、モバイル市場におけるサービス提供に大きな影響を与えるものとなることが想定される所である。

5Gについては、さらなる通信速度の向上だけでなく、「多数同時接続」や「超低遅延」といった特徴を持っており、我が国では2019年のプレサービス開始、2020年からの本格導入が予定されている。現在、総務省において、5Gの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定申請が受け付けられているところである。

eSIMについては、GSMA<sup>21</sup>によりIoT/M2M向け及びコンシューマデバイス向けのそれぞれで標準化が進んでおり、例えばAppleの最新携帯端末であるiPhone XRに搭載され、世界24カ国の通信回線をeSIMにより利用可能な状況となっている<sup>22</sup>。

### (2) 意見

本研究会において、主要論点として、「eSIMの普及や5Gの進展等、技術の進展や環境の変化が予想され、それによりどのような課題が考えられるか。」を示して討議を行った中で、これまで、MVNO及びMNO並びに構成員から次のような意見が示されている。

#### ① 5G関係

##### ア MVNO

- ・ 5G時代に向けた新たなMVNOのネットワークアーキテクチャの検討において、以下の要件を満たすことが必要。(第2回会合：MVNO委員会、IIJ)

<sup>21</sup> GSM Association : <https://www.gsma.com/>

<sup>22</sup> 2019年2月現在 : <https://support.apple.com/HT209096>

- ー セキュリティ、遅延時間、帯域、可用性等、利用用途に応じた柔軟なサービス提供が可能であること
- ー それらが適切なコスト負担で利用可能なこと
- ー モバイルエッジコンピューティングやクラウドと親和し、柔軟かつ広範なAPIを通じ、IoTサービスの提供に向けた垂直的協業スキームをMVNOが容易に構築可能なこと
- ・ 全てのネットワークが仮想化される5Gでは、物理的ネットワークを前提とした現行の法規制についても発展的に見直されることが必要である。その際、LTEが当面の間5Gと共存する想定の下で、現行の接続料算定における5Gコストの取扱い等、LTEと5Gの関係性等について十分留意することが必要である。行政では、2030年に向けた通信ネットワーク全体に関するビジョンにおいてMVNOの果たすべき役割を示し、もって事業者間協議の方向性を明らかにして欲しい。2020年代初頭までに、MVNOに関連する必要な制度整備が行われ、MVNOによる5Gの利活用が開始されることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会)
- ・ 各種LPWA方式やsXGP方式の出現及び5G時代の到来を見据えると、様々なシステムを統合して管理し、その接続性を担保することが重要となる。(第2回会合：日本通信)
  - ー 電波オークションをしていないことの接続制度への反映
  - ー 米国CBRSに代表される新たな電波利用制度の早期導入
  - ー 接続義務の明確化及び接続条件の透明性確保
  - ー 国際標準に準拠したMNO網の構築と網機能の開放
  - ー 第二種指定電気通信設備範囲の明確化及び周知

## イ MNO

- ・ 禁止行為規制や卸契約書の届出義務が他事業者との協業の足かせになる可能性がある。5G時代に向けて制度見直しが必要ではないか。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 5Gの導入等においてイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出や社会的課題の解決を促進する観点から、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を行うための環境整備が重要である。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ 新たな制度の検討・運用にあたっては、今後も、MVNOを含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要である。(第5回会合：KDDI)

- ・ 今後の技術やサービス進化が妨げられることのないよう、現時点で画一的なルール整備は避け、多様なビジネスモデルが創出可能な環境が確保されるよう配慮いただきたい。(第5回会合：ソフトバンク)

#### ウ 構成員

- ・ 5GやIoTの世界になると、先行きのコントロールは難しく、イノベーションの活性化のためには、過剰規制にならないような配慮が精一杯と思われる。IoTや5Gについては、今のルールを適用できない領域があるとして、何のルールもない状況もおかしいので、そこにふさわしいルールは何なのかを改めて考える必要がある。
- ・ 非常に変化が著しいと、マーケットも大きく動いているというのが我々の対象にしている事柄。マーケットと相談しながらルールをつくっていく姿勢が大事。臨機応変に、その時代にふさわしいルールがどうあるべきかを今後ご議論いただきたい。その場をどう設定するのも今後話題になってくるかと思う。
- ・ 5Gが本格的になったときには、L2接続か、10Mbps当たりの接続料か、低遅延性を生ずるためエッジサーバでつなぐなど接続形態自体が違ってくるのではないかなどということが考えられる。また、5Gの投資を4Gの接続料で回収していいのかという問題もある。5Gへの投資をどういうタイミングでどれくらい行うかは経営方針によって違ってくる。
- ・ 5Gはまだ標準化が完了しておらず、どのようなインターフェースかはっきりしないしないため、具体的にどういう形で実装されるのか、まだはっきりしない。
- ・ IoT/M2Mの端末数や契約数は非常に多数となる可能性がある。現状は端末数のシェアにより、全てのデータ通信役務に対して二種指定の義務がかかることとなっているが、場合によっては従来型のデータ通信役務と小容量データ通信役務を分けた方がいいのかもしれない<sup>23</sup>。

### ② eSIM関係

#### ア MVNO

- ・ ライトMVNOでは、eSIM対応端末へのSIM（プロファイル）の提供は自力では不可能であり、eSIMに対応した端末に、MVNOがプロファイルを提供することが可能となるよう、MNOのリモートSIMプロビジョニング基盤の開放が必要である。(第2回会合：MVNO委員会、IIJ)

<sup>23</sup> 「第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用について」の関係での意見。

- ・ 物理的なSIMカードが不要で、オンラインで契約が完結できるeSIMの特性から、超短期的な利用など新たなサービスの促進が想定される。eSIMを利用したオンラインでの役務提供の際は、書面交付は電磁的手段を原則とすることが望ましい。(第2回会合：MVNO委員会)

#### イ MNO

- ・ eSIMについては、今後の技術動向を踏まえ、セキュリティ等を勘案して慎重な議論が必要である。(第5回会合：NTTドコモ)
- ・ eSIMについては、MVNOからの要望に応じて協議に対応する。(第5回会合：KDDI)
- ・ 現時点ではeSIMの普及動向等について不明であり、対応方針を検討中の段階である。なお、当社のプラットフォームを利用せず、MVNOにおいて(標準化された仕様に準拠の上)自ら必要な設備等を構築することも可能である。(第5回会合：ソフトバンク)

#### ウ 構成員

- ・ ネットワークサービスは、ハードではなくソフトで提供されるものであり、端末側でSIMを差し替えればどのキャリアの電波も受けられるため、端末数ではなく契約数でシェアを考える方が合理的であり、1枚のSIMを2台の端末に(または1台の端末に2枚のSIMを)差す場合や、eSIMによる1時間のみ契約、4G、5Gのいずれか又は両方が使える端末の普及などを見据え、見直しを検討した方がよいのではないか<sup>24</sup>。

### (3) 対応の方向性

モバイル市場においては、5Gの進展、eSIMの普及等、今後も様々な技術進展やそれに応じた新たなサービスの提供が見込まれており、その中で、予想される様々な動向を見据えつつ、将来生じることが想定される課題に関し、その対応方法や詳細な検討を行うべき時期などについて、現時点で検討しておくことが適当と考えられるのではないか。そのため、こうした課題について、中間報告書の取りまとめ以降、議論を深めることとすることが適当ではないか。

<sup>24</sup> 「第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用について」の関係での意見。

### 【5Gの進展に伴う課題例】

- ① 5G時代におけるMVNOによる柔軟で多様なサービス提供の実現
  - ・ 仮想化、事業者間連携等に対応したMVNOによる適切なネットワーク利用形態の実現 等
- ② 5G時代に対応した二種指定制度に係る規律の見直し
  - ・ 仮想化、事業者間連携等に対応した指定対象、指定基準、接続料算定方法等の見直し
  - ・ 4G・5Gの並存状態に対応した両用端末のカウント方法の扱い、接続料算定方法等の整理
  - ・ IoT/M2M向け端末数の急激な増加に対応した指定基準のあり方の整理 等

### 【eSIMの普及に伴う課題例】

- ① MVNOによるeSIMを活用した柔軟で多様なサービス提供の実現
  - ・ 対応端末へのプロファイル提供の実現 (MNOによるリモートSIMプロビジョニング基盤の開放等)
  - ・ 超短期的なサービス等新たなサービスの提供に係る効率的なオンライン契約の実現 等
- ② eSIMに対応した二種指定制度に係る規律の見直し
  - ・ 一つの端末で複数のSIMを柔軟に使い分ける形態等に対応した端末カウント方法のあり方の整理 等